

# 広報 水巻町

8月25日

■ 第 3 6 3 号 ■

毎月10日・25日  
福岡県遠賀郡  
水巻町発行



## 見ごとに咲いた リュウゼツラン

八月初め、猪熊の大場金吾さんの庭で、日本では珍しいリュウゼツランが花を開きました。  
七〜八メートルに伸びたこの花は、メキシコ原産の多肉植物で、長い年月（五十年〜六十年）の間に一度だけしか咲かない花として有名です。  
(写真はリュウゼツランと、それを咲かせた大場さん)

| 町の人口       |        |
|------------|--------|
| (51年7月末現在) |        |
| 人口         | 24,332 |
| 男          | 11,794 |
| 女          | 12,538 |
| 世帯数        | 7,244  |



交通災害共済制度



# 1円 万に備えそろうて再加入を

- 町では、不幸にして交通事故にあわれたかたは、○の急場の生活を救済することを目的と、○した、一日一円の保険、交通共済制度をつく、○り実施していますが、今年から期間統一を行、○っているため、九月三十日で契約期間が切れ、○ます。
- 継続の手続きは九月一日から受付けますので、○早目に手続きをされるようお願いします。
- また、この制度は住民のみなさんの相互扶助、○を基本にした共済制度です。お互いに助け合、○えるよう家族ぐるみの加入をおすすめします。

## 加入できるかた

水巻町、北九州市、芦屋町、遠賀町、岡垣町、中間市、京都郡、行橋市にお住いのかた。(修学のためこの市・町外に居住している学生は加入できません)

また、住所がこの市・町外でも、町内に勤務場所があれば本人に限り加入できます。

## 出資金

一世帯百円(二年目から不要)

## 共済期間

十月一日から翌年の九月三十日までの一年間。中途加入するとき、加入申込みの翌日の午前〇時から次に来る九月三十日まで。ま

### 見舞金は 単位万円

| 災害の程度                       | 入院日数      | 金額  |
|-----------------------------|-----------|-----|
| 一等級 死亡                      |           | 60  |
| 二等級 不具廃疾                    |           | 30  |
| 三等級 180日以上の医師の治療を要した障害      | 300日以上    | 12  |
|                             | 240日～239日 | 10  |
|                             | 180日～239日 | 8   |
|                             | 150日～179日 | 7   |
|                             | 120日～149日 | 6   |
|                             | 90日～119日  | 5   |
|                             | 60日～89日   | 4   |
|                             | 30日～59日   | 3   |
| 四等級 90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害 | 30日未滿     | 2.5 |
|                             | 150日～179日 | 6   |
|                             | 120日～149日 | 4.5 |
|                             | 90日～119日  | 3.5 |
|                             | 60日～89日   | 3   |
|                             | 30日～59日   | 2.5 |
|                             | 30日未滿     | 2   |
| 五等級 30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害  | 60日～89日   | 2.5 |
|                             | 30日～59日   | 2   |
|                             | 30日未滿     | 1.5 |
| 六等級 7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害   | 20日～29日   | 1.5 |
|                             | 20日未滿     | 1   |

※入院しない場合は各等級の最低額です。

た、五十年十月一日以降は、区域外に転出しても、共済期間内の契約は有効になりますので、契約書は大切に保存してください。

## 掛け金

一人年額三百六十円。中途加入は、毎年九月三十日までの月数×三十円です。

## 対象となる事故

自動車、オートバイ、自転車、耕うん機、汽車、リフト昇降機、荷車、ケーブルカー北九州市営渡船などの乗物による人身事故(ただし国内での事故に限る)

## 見舞金の請求

次の書類をそろえ、印鑑を持つ

て役場住民相談室に来てください。① 警察署の発行する交通事故証明書、② 医師の診断書、③ 加入者証

また、自転車の転倒による事故などで、交通事故証明書がとれない場合は、かわりに目撃者証明が必要となり、目撃者二名が必要です。事故証明書のかわりに提出してください。

## 65歳以上は無料 加入するには申請を

六十五歳以上のかたは、町が掛

## 9月の心配ごと相談

町社会福祉協議会では、9月の心配ごと相談を次のとおり行います。どのようなことでも気軽にご相談ください。

金を負担しますので、無料で加入することがあります。しかし、加入には申請が必要ですので印鑑を持参し、役場住民相談室に申請してください。

交通災害共済の加入受付は、役場住民相談室で扱っている他、各地区の婦人会でも取扱っている所があります。くわしいことは役場住民相談室(☎601・4321)におたずねください。

▽日時 9月6・17・27日、時間はいづれも13時～16時30分

▽場所 町民会館日本間

▽相談内容 金銭の貸借、離婚、相続、借地借家、子ども・老人の問題、人権の問題、



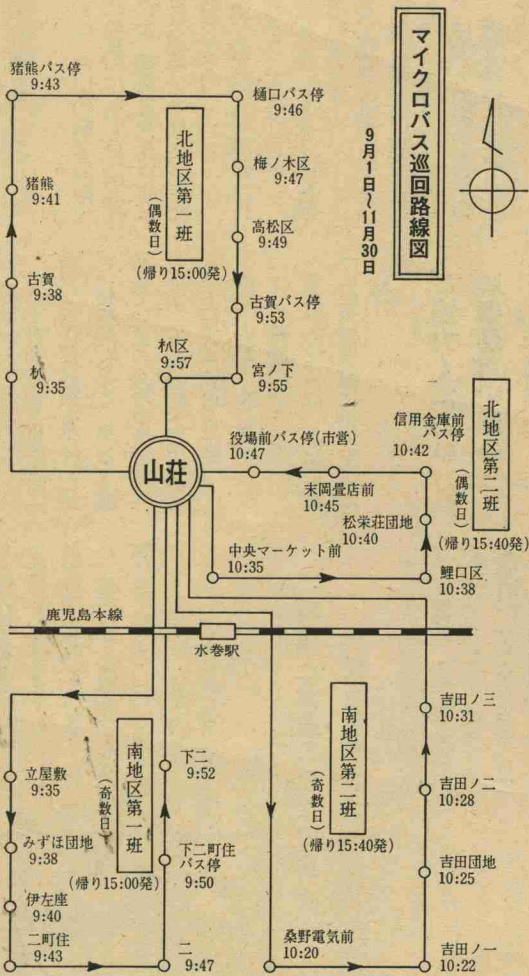


## マイクロバス巡回時間の変更

9月1日～11月30日

町では、老人憩の家「えぶり山荘」のマイクロバス巡回時間を変更し、9月1日から3ヶ月間、次の路線図のとおり運行します。

マイクロバスは時間どおりに運行していますから早目に停留所でお待ちください。



スバ  
ポレ  
少年  
団

## 広島市新和少年団を迎え

### 交 歓 試 合

八月七日、頃末の勤労青少年スポーツセンターに、小学生バレーボールでは広島県ナンバーワンの、新和バレーボール・スポーツ少年団を迎え、交歓試合が行われました。

これは、今年三月に広島市で行われた交歓試合に、水巻の下二チームが招待されましたが、今回は逆に広島市の新和少年団

を招待して行ったものです。新和少年団からは小学生チーム十五名と中学生チーム八名が来町、水巻の下二・頃末・猪熊チームとそれぞれ九人制の試合を行いました。中学生は、今年の春に広島市を訪れたメンバーでチームを編成、六人制の試合を行い、相互の交流を深めました。

全国的に盛んになる小学生バレーボールですが、連日の猛練習で水巻町少年団のレベルも全国的に高いレベルにあり、八月二十三日には静岡県藤枝市で開かれる全国大会にも下二スポーツ少年団が参加いたします。

### 援 護 業 務 の 移 動 相 談

援護業務の移動相談を次のとおり行います。

今回は恩給法及び遺族等の援護法の改正があります。わからないことは気軽に相談ください。

#### ▼相談事項

- 一、旧軍人、軍属で傷病により死亡した場合の遺族援護
- 二、戦没者の遺族等に対する特別弔慰金及び特別給付金について
- 三、戦傷病者の援護について
- 四、旧軍人・軍属等の普通恩給、普通扶助料、一時恩給など
- 五、旧軍人・軍属等の公務傷病、障害年金の請求など
- 六、旧軍人・軍属等の叙位叙勲について
- 七、その他援護業務全般について

### 宅 地 建 物 取 引 主 任 者 資 格 試 験

- ◇試験日時 10月24日、13時～15時
- ◇試験地 福岡市西区大字七隈11 福岡大学
- ◇受験願書の請求 受験願書等の用紙は、8月19日から県建築部建築管理課または県土木事務所建築課で配付しますので請求ください
- ◇申込先 住所を管轄する県土木事務所建築課に申し込みください
- ◇受付期間 9月6日～9月10日

### 点 記 奉 仕 員 養 成 講 習 会

- ◇対象者と人員 一般希望者及び高校生以上の人で、点記奉仕活動を永続する意志のある人。40名以内
- ◇受講期間 9月11日から11月27日まで12回。毎週土曜日午後2時から4時まで

- ◇会場 役場東別館
- ◇受講料 無料

(必要な用具は主催者で支給します)

- ◇応募要領 受講希望者は、9月4日までに町厚生課民生係に、住所、氏名、生年月日、勤務先又は学校名を申込むこと

▼日時と相談場所 9月8日、10時～16時、折尾公民館



### 汲取りができません 表には必ず表札を

▼便槽に異物を捨てると汲取りのときホースがつかまって汲取ることができません。便槽の中に異物を捨てないようにお願いします。

▼家の前に必ず表札を出しておくようお願いいたします。二世帯が同居しているときは各世帯主の表札を出してください。表札の出ないときは汲取りをしないことがありますのでご注意ください。

### お知らせ

のために、犬の適正飼養及び野犬による危害防止に関する条例を作りました。悲惨な事故をなくすためにも犬を飼うときは次のことに注意してください。

▼飼犬は必ずつないで飼わなければならぬようになりました。

▼野犬化を防止するため捨犬は禁止されています。

なお、死亡犬の処理に困っているかたは、町衛生係に連絡ください。また、捨犬防止のため遠賀保健所では不要犬の引取りをいたします。不要犬がいれば保健所に連絡ください。

### 52年版県民手帳の 予約受け

県では、昭和五十二年版福岡県民手帳の購入予約を募集しています。

### ご協力ください 凶器使用犯罪の 未然防止

警察では九月一日から凶器使用犯罪の未然防止活動を行います。昨年九月から警察では総力をあげて凶器使用犯罪の未然防止活動に取り組んでいます。この間に

この手帳は、執務と日常生活に役立つ、最近の資料を集録しており、特に使いやすく、見やすく編集しています。みなさまの良き伴りよとして、普通判・大型版をポケットにぜひご利用ください。

価額 大型版 270円  
普通版 200円

希望されるかたは、9月10日までに町企画開発課に申し込みください。

### 時間とお金のむだです 電話番号ははっきりと確認

▼ダイヤルは指止まで正確に回しましょう。電話はダイヤルが

まわが電話は相手に迷惑をかけると同時に、時間とお金のむだづかいにもなります。電話をかけるときは、次のことに気をつけてダイヤルしましょう。

### バス の乗降は 気をつけて

九月二十一日から三十日まで、秋の全国交通安全運動が行われます。バスの乗降でも次のことに注意してご利用ください。

#### 停留所では……

○バスが止まるまで、さがってお待ちください。

○かけ込み乗車はたいへん危険です。

○バスの直前・直後の横断は危険ですからやめましょう。

○おとしのや体の不自由なかた車内では……

### 一 お 礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご香贈がありました。ご厚福をお祈りいたしますとこにあつくお礼申しあげます。

梅ノ木区  
故吉村誠一殿 吉村高晴殿  
故佐藤一郎殿 佐藤恵美子殿  
頃末  
故石松タケノ殿 前田一盛殿

### 9月のし尿汲取予定

- 1日 頃末、猪熊
- 2日 頃末、猪熊
- 3日 唐ノ熊県住、吉田片山、ヌメリ石、猪熊
- 4日 鯉口、御輪地、車返し、猪熊
- 6日 吉田垣添、緑風園、中央区、高松区、三ツ頭区、猪熊
- 7日 中央区、猪熊
- 8日 伊左座、立屋敷、吉田川端、吉田商店街月夜待、樋口
- 9日 吉田本村、車返、二、下二、吉田県道筋吉田大橋、樋口
- 10日 机社宅、二町住、下二町住、古賀
- 11日 宮ノ下社宅、机
- 13日 新生街
- 14日 吉田団地
- 16日 吉田団地、頃末(15・18・25区)、松栄荘、美吉野、頃末(6・11・14区)
- 17日 吉田団地、頃末(15・18・25区)、松栄荘、美吉野、頃末(6・11・14区)
- 18日 下二、二、伊左座、吉田本村、松栄荘、頃末(15・18・25区)、美吉野、頃末(6・11・14区)
- 20日 古賀区(83~117棟)、猪熊町住
- 21日 古賀区(56~78棟)、古賀県住
- 22日 古賀区(13~153棟)、樋口
- 24日 鯉口区、みずほ、梅ノ木区
- 25日 鯉口区、みずほ、梅ノ木区
- 27日 みずほ、幼稚園通り
- 28日 幼稚園通り、猪熊

### 日 曜 在 宅 医

|       |     |    |     |    |          |
|-------|-----|----|-----|----|----------|
| 8月29日 | 長谷川 | 医院 | 眼科  | 樋口 | 691・1017 |
| 9月5日  | 伊藤  | 医院 | 皮膚科 | 頃末 | 691・0527 |
| 12日   | 入江  | 医院 | 外科  | 頃末 | 601・3320 |
| 19日   | 渡辺  | 医院 | 外科  | 頃末 | 691・2616 |

診察時間は9時~17時、原則として往診はしません。